

むつ市議会第197回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成20年9月16日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 14番 佐々木 隆 徳 議員

(2) 1番 鎌 田 ちよ子 議員

(3) 7番 野 呂 泰 喜 議員

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第2 議員提出議案第6号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	半田	義秋	10番	目時	睦男
11番	高田	正俊	12番	新谷	功德
13番	富岡	修	14番	佐々木	隆徳
15番	白井	二郎	16番	山本	留義
17番	千賀	武由	18番	馬場	重利
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	菊池	広志
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理	遠藤	雪夫	代監査委員	菊池	十三四夫
選挙管理 委員	佐々木	鉄郎	農委員 業会長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総務部 書監	齋藤	秀人
総務部 調整	岩崎	金蔵	総務部 理事	石田	三男
総務部 出納室	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉 部長	吉田	市夫	経済部長	櫛引	恒久

建設部長	太田信輝	選挙管理委員会事務局長	大芦清重
監査委員局長	齋藤純	教育部長	佐藤節雄
教委事務員局長	高明	公企業局 営長	佐藤純一
企画調整課	山下益雄	保福副健康課	佐々木秋雄
経副農課	西塚廣美	建設土木課	布施恒夫
農委事務局長	吉田薫	教委事務校務課	宮木則男
総経政課	花山俊春	総防務課	工藤初男
総報広課	井田直樹	企画課	石野了
経鳥専	山崎秀春	教委事務課	高坂浩二
脇野舎所	船澤桂逸	脇野理振課	片山元
総務課	松尾秀一	総総行務政係	吉田真
総総行主	栗橋恒平		

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田秀論
議事係主査	石田隆司	議事係主査	井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月12日、本会議終了後の議会運営委員会において、むつ市議会会議規則の一部を改正する規則については、本日全議員をもって議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

また、議員17名から提出がありました後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書については、9月19日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、佐々木隆徳議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

佐々木隆徳議員

○議長（村中徹也） まず、佐々木隆徳議員の登壇

を求めます。14番佐々木隆徳議員。

（14番 佐々木隆徳議員登壇）

○14番（佐々木隆徳） 新風クラブ、脇野沢選出の佐々木隆徳です。

合併後これまで折々に旧脇野沢村の村史発行につきまして質疑等を行ってまいりましたが、手がけてから足かけ20年を経過いたしまして、ようやくこの春発行されました。私ごとでまことに恐縮ではありますが、昨年亡くなった私の父が村史編さん委員会の委員長として、またこの春定年退職した私の兄が当初から、そしてまた発行まで事務局として携わってきた経緯もあり、これを手にするにつけ大変感慨深く、何か肩の荷がおりた思いがいたしております。合併して村の文字が消えた今、なおさら貴重なものと再認識しているところであり、発行にご尽力いただきました関係各位に対しまして、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、今月7日に行われました県民駅伝大会につきましては、先日の斉藤議員も触れられておりましたが、大きな目標としていた優勝7連覇は惜しくも逃したものの、総合2位の立派な成績に対しまして、選手の皆さんはもちろんのこと、教育委員会を初めとする関係者には日ごろの努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、来年以降の活躍を大いに期待するところであります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、職員のマイカー通勤についてであります。合併により行政区域の拡大とともに職員の通勤範囲も拡大し、また通勤する職員数も多くなっており、このことは当然事故が起きる確率も高くなっているものと思います。

ことし7月に起きました脇野沢からの通勤途中の大変悲しい事故は、一家の大黒柱を失った、最愛の人を失った、そのような家族の悲しみはもちろんのこと、有能ですばらしい人材を失ったむつ市にとっても大きな損失であります。二度とこの

ような事故が起こらぬことを願うわけですが、そこで職員に対し、安全運転等について日ごろからどのような指導を行っているのか、また今後安全指導等を行う計画などはあるのかを伺います。

次に、通勤手当についてであります。支給内容及び支給額はどのようになっているのか。また、若干現在値下がりになったとはいえ、依然として高値が続くガソリンなど、燃料価格の高騰は特に余儀なく長距離通勤している職員の生活に大きな負担となっていることは間違いなく、むつ市の厳しい財政事情は十分理解しつつも、職員もまたむつ市民であり、生活防衛に頑張っているものと思えます。そこで、通勤手当を増額改定する考えはないのか、単刀直入に伺います。

2点目は、サルの被害対策についてであります。8月1日に行われましたサル追い上げ用の犬モンキーダッグの引き渡し式には私も出席させていただきましたが、自分の想像以上に2頭の有能な姿を見て、追い上げ効果を大いに期待したところであり、また地元農家では大きな期待とともに大変注目しているところでもあります。導入後、現在まだ1カ月半しか経過しておりませんが、農作物被害等の減少効果はどうか、またどのような課題があり、その対策についても伺います。

3点目は、ラジオエフエム放送についてであります。放送網の拡大により、旧むつ市から合併した川内、大畑、脇野沢地区においても議会の生の放送が聴取可能となりました。このことは、私自身正直合併する前まで全く考えもしなかったことではありますが、結果として議会の大きな情報開示となり、じかに伝わる議会の生の情報により、議会に関心のなかった市民にも興味を持っていただくことにつながり、また我々議員も緊張感を持ち、議員の資質向上の一役にもなっているものと思えます。さらには、緊急時の対応等にも有効活用で

きるものと考えますが、このエフエム放送の難聴地区はどの程度あるのか、把握状況についてと、その解消計画をどのように考えているのか伺います。

最後の4点目は、青森 函館間を航行する高速フェリーの波についてであります。この高速フェリーは昨年9月から運航しており、その高速フェリーが通過した後におくれて押し寄せる高波の影響であります。一番被害の大きい脇野沢の九艘泊地区周辺の住民は、毎日のことでもあり、直接の被害はないものの、他地区から来た釣り人や、いそ遊びに来た親子連れなど、一歩間違えれば事故につながる例は多々あったと聞いております。幸いにして人的被害はこれまでなかったものの、フェリー会社への危険を知らせる看板等の設置要請や二度三度の広報掲載など、市民の安全を守るための対策を伺い、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員のマイカー通勤についてであります。議員ご承知のとおり、去る7月10日、自動車を利用した通勤途中の職員が亡くなるという痛ましい交通事故が発生いたしました。有能な職員をこのような事故で失うことは、痛惜の念にたえません。

自動車の運転について、職員に対しましては、体調管理に留意しながら、安全運転の徹底について心がけるよう、また所属長に対しましては、公務中の運転についても、所属職員の指導監督に万全を期するよう通知したところであり、今後とも注意を促してまいりたいと考えております。

また、通勤手当につきましては、昨今の原油高に伴うガソリン価格の高騰により、自動車を使用した遠距離通勤者の負担増については十分認識しているところでありますが、民間での支給状況及

び逼迫したむつ市の財政事情を考慮すれば、市の職員のみが厚遇を受けるわけにはいかず、市民の理解も得られるものではないと考えております。

先般、今年度の人事院勧告があったところではありますが、国においても官民がほぼ均衡していることや、過去においてガソリン価格の変動を加味したことがないとの理由で、改定は据え置かれたものであります。

職員の給与に関しましては、国公準拠の観点から、国や県の基準を上回る支給はできないという大前提がございます。このため、今後とも国及び県、さらには県内各自治体の動向を見据えながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、通勤手当等につきましては、総務部長から答弁いたします。

次に、サル被害対策についてであります。モンキードッグの導入の経過等につきましては、佐々木議員ご承知のとおりであります。下北半島のニホンザルは、個体群、個体数の増加により遊動域の拡大に加えて耕作地への定着など、農作物への被害が後を絶たない状況にあり、また近年は人家周辺への定着も多くなり、人的被害や人家侵入被害などの発生、さらには地域住民に対する強烈な威嚇などによる精神的な被害が増大し、住民とのあつれきが生じるなど、危機感を抱いているところであります。

このことから、市では通年実施している野猿監視業務及び電気さく設置とあわせ、猿害対策として効果が期待され、全国的に普及が進んでいるモンキードッグを活用した追い上げや追い払いを新たな被害対策として導入したものであります。

モンキードッグ導入事業及び活動状況については、担当部長から説明いたします。

まず、ご質問の1点目のモンキードッグ導入後の効果についてであります。平成19年8月の農作

物被害額を比較してみますと、昨年8万4,487円、カボチャ、サヤインゲン、トウモロコシ、スイカなどを含めましてのその金額に対し、ことしは2万1,747円で、6万2,740円の74.2%の減であります。これは、従来の野猿監視員によるロケット花火や電動エアガン等を使用した追い上げ、追い払いとは違い、サルはモンキードッグの存在を確認するだけで警戒し、人家周辺及び耕作地へは出沒せずに山奥へ移動した効果であると思われれます。特にA2 85群は、冬期間しか利用しない山奥を移動するなど、遊動域の変化も見られる結果となっております。また、「ゴン太」と「はな」は、出勤回数を重ねるごとに作業及び現場になれ、導入時よりもたくましくなり、十分に力を発揮できるようになってきているところであります。

次に、ご質問の第2点目の課題についてであります。「ゴン太」と「はな」のパートナーは、野猿監視員2名のハンドラーしかいないため、担当野猿監視員が休日の際、農作物被害が起きているケースがほとんどであります。また、1日の実働時間が朝5時から午後6時までと長時間であり、野猿監視員ハンドラーの体力も限界に来ているため、今後他の野猿監視員もハンドリングの訓練を実施し、モンキードッグとのパートナーをふやすことで、早番、遅番の時間帯を防除できる体制づくりが急がれているところであります。

次に、ご質問の3点目の対策についてであります。現在2名の担当者以外の野猿監視員の中からモンキードッグに興味のある人を選び、ハンドリングの訓練を実施しているところですが、被害対策を含めての訓練で、サルの出沒にも対応し、さらに服従訓練も行わなければならないことから、パートナー養成には時間を要し、このことから農作物の収穫が終わった後に服従訓練等を実施し、効果的なモンキードッグの運用に努めてまいりたいと考えているところであります。現在不足して

いるハンドラーについては、当面は鳥獣対策室の職員で対応してまいり所存でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、大畑地区においては、「ゴン太」と「はな」を試験的に導入し、現地での訓練を行い、効果等を検証し、野猿監視員や維持管理等を含めた課題を検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ラジオエフエム放送についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、市町村合併後の放送エリア拡大については、これまで一般質問や予算審査特別委員会等で早期実現への強い要望があり、平成19年11月、旧町村部における放送が実現いたしました。

まず、この取り組み経過を申し上げますと、平成19年6月、株式会社エフエムむつによる東北総合通信局に対しての放送区域拡大に伴う無線局の開設申請がなされ、9月には大畑中継所を皮切りとした川内、脇野沢各中継局から試験電波発射、11月21日には本免許が交付となり、翌日の22日から本放送が開始となったところであります。このエリア拡大事業に係る市の負担額を総事業費の9割とし、6,700万円余りを補助金として、平成19年度から平成26年度までの8年間で交付することといたしております。

放送区域のカバー率は、62.7%から84.3%と向上し、当初想定された80%台をクリアしております。これは、エフエムコミュニティー放送局としては全国初であります同期放送を含め、旧町村部それぞれに中継局を設置するなど山間部が多く、海岸部に集落が存在するこの下北半島特有の住環境の中で、より広範囲な聴取可能区域の確保を意識し、その手法にも意を用いた結果でもあります。しかしながら、これらの手法を用いまして無線中継、送信という性格上、山間部など地形的要因からくる難聴区域はどうしても発生いたします。

難聴区域としては、事業者による調査によりますと、川内地区では湯野川、畑の2地区、大畑地区では赤川、薬研、奥薬研の3地区、脇野沢地区では九艘泊地区が確認されております。

次に、これらの難聴区域の解消計画についてありますが、その解消方法としては、中継所や共同アンテナの設置等が考えられるところではありますが、その費用対効果を考えますと、現実には難しいものがございます。

また、事業者側としても、当初想定されたカバー率をクリアしたことから、現時点においての計画は予定してはしないと伺っておりますが、市として特に有事における情報伝達の手段はしっかりと確保してまいらなければならないものと認識いたしております。

地上デジタル放送開始時における難視聴地域対策や現在旧むつ地区、旧町村部それぞれで運用している防災行政用無線設備に関しても統合はもちろんのこと、老朽化対策としてのデジタル無線化への移行など、これらの課題を総体的にとらえ、それぞれの地域の実情に合った緊急時の情報伝達手段として効率的、効果的な方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高速フェリーの波についてのご質問については、総務部防災調整監から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 職員のマイカー通勤について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず1点目の安全運転指導についてありますが、これにつきましては、ただいま市長がお答えいたしましたように、職員に対しましては、公用車の運転についてはもちろん、通勤時等自家用車の運転に際しましても交通事故に十分留意し、安全運転の確保に努めるよう機会あるごとに再三注意を呼びかけているところであります。しかしな

がら、安全運転の励行は運転者の技量及び判断にゆだねられているところであり、自身の健康管理につきましても、職場においては健康診断を義務づけてはありますものの、日々の健康状態につきましても、職員一人一人の自己管理にゆだねられているものであります。そのため、事故を未然に防ぐ抜本的な対策は難しいわけですが、職員には繰り返し繰り返し、体調に留意しながら安全運転の徹底について心がけるよう注意と自覚を促してまいらなければならないものと考えているところであり、

次に、2点目の通勤手当についてであります。通勤手当を含む職員の給与は、地方自治法並びに地方公務員法の定めにあるとおり、条例でこれを定めなければならないことになっております。このうち通勤手当につきましては、むつ市職員の給与に関する条例第10条の規定に基づき支給されており、自動車通勤の場合においては、通勤距離が2キロメートル以上の者に対し、その使用距離に応じて支給することになっております。使用距離に応じた額については、2キロメートルごとの区分により額を定めております。

具体的な例を示しますと、川内地区から本庁舎への通勤者の通勤距離が25キロメートルの場合は1万4,800円、脇野沢地区から本庁舎への通勤者の通勤距離が45キロメートルの場合は2万5,900円となります。通勤手当の総支給額につきましては、平成19年度決算では3,600万円程度の見込みであり、平成20年度におきましてもほぼ同額の見込みであります。本年8月支給の通勤手当で見ますと、総職員636名のうち416名に支給され、その額は約292万円となっております。このうち自動車を使用した通勤者に対する1人当たりの支給額は、平均7,052円となっており、それぞれの庁舎ごとに見ますと、川内庁舎への通勤者では平均9,538円、大畑庁舎では平均8,715円、脇野沢庁

舎では平均1万709円となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） モンキードッグ導入事業及び活動状況について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、導入につきましては、平成20年度、市町村発・元気なおもりづくり支援事業の助成を受け、社団法人日本警察犬協会会員であります警察犬おいらせ訓練所等を視察し、訓練の意欲及びパートナーとなる職員及び担当野猿監視員の基礎訓練のための時間並びに警察犬訓練大会での技能等を考慮した結果、警察犬おいらせ訓練所をお願いしたものであります。

基礎訓練につきましては、4月は3回、5月は4回のうち、1回は現地での訓練、6月は4回のうち2回は現地で、7月は4回のうち1回現地での訓練を実施し、全体の訓練日数はおいらせ訓練所では11回、現地での訓練は4回でありました。訓練時間につきましては、1日4時間から5時間程度で実施してまいりました。

次に、モンキードッグの活動状況であります。モンキードッグが導入されてから1カ月が過ぎ、「ゴン太」と「はな」の活躍ぶりは全国に紹介され、他市町村、マスコミから注目を集めているところです。1日の活動は、モンキードッグ担当野猿監視員が早朝犬舎に出勤し、健康状態等を目視した後、監視員とともに午前5時に出勤し、夕方6時ごろ勤務を終了し、その後犬舎に帰り、健康状態等を目視後、えさを与え、犬舎に入れ1日が終了いたします。ただ、サルの出没状況によって終了時間が異なることとなります。導入当初から見れば、1日1日頼もしくなっているところであり、

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 高速フェリーの

波についての安全対策についてお答えいたします。

現在青森市と函館市を結ぶ高速フェリーが1日5便運航されておりますが、この高速フェリーが脇野沢沖を通過した際の影響と思われる高波により、本年7月から8月までの間に脇野沢地区の海岸付近において3件の被害が報告されております。幸いにして人的な被害はなかったものの、波に引き込まれそうになったり、釣り具等が流されるなどの被害も報告されており、また漁業関係者への被害も懸念されるところであります。

このため市としては、安全対策としまして、住民に対し、去る9月10日発行のむつ市政だよりと折り込みチラシにより高速フェリー通過後の高波に対する注意を喚起したところであり、また事業者であります東日本フェリーに対し、脇野沢地区の海岸への立て看板設置、安全航行等の安全対策を講ずるよう申し入れるよう検討しておりましたが、佐々木議員ご承知のように、新聞報道等によりますと、この高速フェリーは本年10月をもって運航が休止されることとなりました。このため、市としての今後の安全対策としては、10月10日発行予定のむつ市政だよりに再度掲載し、高波に対する注意を喚起するとともに、今後の推移を見ながら、必要に応じて事業者に対して安全対策の徹底を要望していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 1点目のマイカー通勤についてであります。通勤に限らず通常業務での運転もふえている、一般職員の運転もふえていると、年々増加傾向にあるとの昨日教育部長の答弁もありましたが、議会の都度に事故の和解報告がされております。ある地区の話では、酒気帯びに近い状態で通勤した職員もいるやに聞いております。日ごろ公務員として飲む機会も多いものと思いま

す。職員に対しましては、常に交通安全の意識を持たせることが必要であり、意識の高揚を図るべきであります。極力励行すべきことを要請いたしまして、答弁は求めません。

職員手当についてであります。私がおかしいところは、一番言いたいことは、むつ地区はともかく、川内、脇野沢、大畑も入りますけれども、遠方から通勤している職員が不利益をこうむっているのではないかということが一番おかしいところでは、先ほどの答弁によりますと、年間で3,600万円ほどですか、かなりの金額が通勤手当として支給されていると。例えば3%、5%程度上げたとしてもかなりの金額になります。それらを含めて改めて要望しませんが、心遣いと思いやりのある宮下市長の正直な気持ちを吐露していただきたいと。お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この通勤手当の部分のガソリンの高騰というふうなことですけれども、先ほど壇上でお話いたしました。不利益をこうむっているのではないかというふうなこと、しかしながらこれはあくまでも職に対しての勤務でございます。ですから、私どもといたしましては、その中で市の職員のみが、先般燃油の高騰、さまざまな業界に及んでいるというふうなお話でございます。またそういうふうな形での質問がございましたけれども、この部分において、例えば市でそのガソリン高騰の部分というふうなことはなかなかこれは当然私は市民のご理解を得ることはできないと、こういうふうな判断をいたしているところでもあります。その意味からして、通勤手当にして、その原油高に伴うガソリン価格の高騰、これに対応した形では今の時点では佐々木議員お話しのように、優しさを持って接したいところではありますが、なかなかこれは市民のご理解を得るということではないものというふうな判断を

いたしているところであります。

また、前段のほうで職員の交通安全に対する意識の向上というふうな部分で、酒気帯び運転に近いような通勤をしているというお話、ちょっとございました。この部分については、厳しく対応していかなければいけないという認識を持っており、その部分での意識の向上、当然これは公務員としての注意と自覚というふうなことも促していかなければいけない事案でございますので、酒気帯び運転で事故、またそういうふうな形で社会的批判を受けることのないように、職員は十分注意をするように督励をいたしてまいりたいと思います。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） できるだけといいますか、議員はもちろんですけれども、公務員たるものそのようなことがないように、市長から厳しくお願いいたします。

続いてサルの被害対策についてであります、モンキードッグの導入以外の地区の被害対策について、8月でしたか、マスコミ報道にもありましたけれども、野平地区等の被害状況についてどのようなになっているのか、わかった範囲でお知らせ願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 報道されまして野平高原野菜、大根だとかレタス、非常にこれはその地区での主たる産物でございます、非常に商品価値の高いところ、そしてまた商品価値の高いものにサルが被害を与えているというふうな部分、私もこの対策をしっかりととっていかなければいけないだろうというふうな認識をしております。細かいことにつきましては、担当部長から答弁をさせます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 佐々木議員のご質問にお

答えいたします。

まず、モンキードッグ導入以外の被害対策についてであります。平成20年度天然記念物ニホンザル食害対策事業により、京都大学方式の電気ネットさくを大畑二枚橋地区に500メートル、川内町蛸崎地区に730メートル、脇野沢地区に270メートルを設置したところであります。また、平成20年度サル・クマ農作物被害緊急対策事業で木野部地区に150メートルを設置し、農作物被害軽減に努めているところであります。

設置後の効果につきましては、現在までのところ、農作物被害は出ておりません。今後は、大畑町二枚橋地区と川内町蛸崎地区で被害対策懇談会を開催し、地域住民からの要望等を聞きながら、さらに被害対策に努めてまいりたいと思っております。

次に、野平高原野菜の被害についてであります。去る8月9日から10日の早朝にかけて、Z2B群64頭プラスアルファの一部が畑に入り込み、大根80本、ジャガイモ約20キログラムの被害が発生いたしました。被害発生後、野平高原野菜生産組合の代表者と協議し、農家の方々にロケット花火で追い払う自衛策をとっていただくこととしたほか、畑地区から野猿監視員を雇用し、現在朝5時から追い上げ等を実施し、被害軽減に努めているところであります。

今後は、野平高原野菜生産組合の皆さんと協議し、モンキードッグの導入やサル接近警戒システムの導入など、どのような方策をとるべきか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 前段での市長の答弁にモンキードッグを効果的に行う旨の答弁があったと今記憶しておりますけれども、モンキードッグに指示を与えるハンドラーの育成が急務であると。そ

のような中で、現在2頭しかいないモンキードッグをあっちこっちに配置するような形になれば、当然現在の脇野沢の被害がまたもとに戻ると。そのことを踏まえまして、他地区への脇野沢以外のモンキードッグの導入も検討すべきだと思いますが、市長のその点のお考えを伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） モンキードッグもサルがなれてくるとなかなか効果が出ないというふうなことも聞いております。やはり最初の怖さを与えて威嚇するというふうなことよっての効果が今のところ非常に大きく出ているわけでございますので、このモンキードッグ、各地区、例えば大畑地区二枚橋なんかでもそちらの地区にお邪魔いたしますと、サルの被害の訴えが非常に強うございます。そういうふうな意味で、モンキードッグで果たして、今脇野沢地区の状況を、よくその経過を検討し、それが非常に長期的に効果があるものなのか、そういうふうなことも踏まえ、また今佐々木議員ご指摘のとおり、ハンドラーの部分が不足しております。また、「ゴン太」と「はな」の疲労度も増してきているのではないかなと、こういうふうな思いもしているところでありますので、例えば「ゴン太」と「はな」を大畑地区のほうに派遣して、今度は体力的に非常につらくなって効果が薄れてくる、片一方を追い上げていくと、また違う地区に出てくると。そういうふうなこともよく検討して、サル接近警戒システムというふうなものを踏まえながら、モンキードッグの現在の状況、そして今後の経過をよく検討して、各地区に果たしてモンキードッグがふさわしいのか、そういうふうな形で検討を深めていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） サル被害対策の最後の質問になりますけれども、被害の拡大、他地区へのモ

ンキードッグの導入などを検討する中身で、今後の対応といたしまして、また現在脇野沢に置かれております対策室のあり方、例えば範囲が今後ますます広がった、広がるような形になった場合に、対策室、現在の状況でいいのか、職員配置も含めた、場所も含めた形での対応等も検討しなければならぬと思いますが、その点につきまして、市長の考え方を伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） モンキードッグは、やはり先ほど壇上で答弁をさせていただきましたように、非常に訓練も日数もかかります。また、的確な犬の種類、そういうものの検討を要する時間もかかるというふうなことでございます。その部分を踏まえまして、対応していかなければいけないだろうと、こう思っています。

対策室のほうにつきましては、現在脇野沢を中心として、そちらのほうからサルの状況を踏まえて移動したりして指導しているわけでございますので、各地区の状況を総合的に勘案して、対策室のあり方等も考えていかなければいけない。ただ、これまでの状況を見ますと、脇野沢地区はサルの被害の原点であります。この部分にまず手厚くしっかりと対応をとらなければいけない。そして、モンキードッグを配置し、サル監視員、そういう方々のご協力もいただいて、その状況を踏まえて十分検討していきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） エフエム放送につきましては、現在補助金等の継続中ということでありますので、高速フェリーの高波について若干質問いたします。

質問というか、私は地区の住民から、地元の住民から、1回見てみるということで、再三にわたって見ておりますけれども、本来現状を考えます

と、行政としてもっと早く対応すべきでなかったかなというのを一番思っております。というのは、万が一事故が発生したとか人的被害があった、またはそれに準ずるものがあったというときに、必ず行政というのは後手後手になるのが通例です。広報への掲載も地元からの要望等で初めて9月10日の広報でしたか。私はヒアリングの際に1回の広報でいいのかと、見なかった場合どうするのかとか、それからむつ市民以外の方の対応というのは、これは直接できないかもわかりませんが、地元では釣り客、または親子連れ、そういった方々が来たときには、地元の人が親切にその人たちにこのような形で何時ごろとかに高波が来ますので、こちら辺は危ないですとか、そういう対応をしているというのを伺っております。行政のまずさと、今後の迅速な対応をお願いするとともに、その辺の市長の考え、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実は、私にもこの報告が8月末ごろに来まして、特に驚いたのが8月13日の事案でございまして、観光客家族4人の方々が「猿の住む海辺公園」から北貝崎付近のいそで遊んでいたときに、その高波にお父さんが引かれてしまって、お母さんが助けの人を呼びに行っている間に自力でお父さんが岸に戻ったというふうな事案をお聞きしました。非常にこれは大変な事態で、仮に万が一のことがあると、これ大変なことになるということで、ただちに対応を命じたところがあります。やはりこれはPRの部分、高波が来る時間、要するにフェリーが運航している時間、そういうふうなものを的確にこれは広報しなければいけないということで命じました。7月8日、そして8月10日と7月8日には船が高波でいそに打ち上げられた、そして8月10日にはいそ遊びをしている方々のクーラーボックス等が高波に流されて回収できなかったという事案も報告を受け、た

だちにPR、そして広報していかなければいけないだろうというふうなことは命じたところであります。若干その部分で広報紙の原稿の締め切りだとか、そういうふうなものが約1カ月前になるところがありますので、この部分では遅かったというご指摘を私はしっかりと今後の広報のあり方、これはさらに脇野沢地区での、例えば放送を通じての案内だとか、そういうふうなこともこれからしっかりと対応していかなければいけないと。今全般的な部分で佐々木議員の行政の遅さというふうなことのご指摘もあろうかと思っておりますので、対応方はスピーディーに対応していきたいと、こういうふうな思いでございまして、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 先ほどの答弁にもありましたとおり、通告した段階で東日本フェリーですが、利用率の低迷と燃料の高騰と、そういう理由によりまして、10月末で撤退するとの報道があり、再三報道されています。繰り返しになりますけれども、ヒアリングの際に「取り下げしますか」みたいな形での聞き取り状態でありました。ただ、それでもきょう現在、10月末としてもあと1カ月半あるわけです。そういう形での迅速な対応、これから指導等は市長に十分お願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 1番、公明党、鎌田ちよ子です。むつ市議会第197回定例会に当たり一般質問をいたします。

数多くのドラマを生んだ北京五輪、4年後のロンドン五輪では姿を消すことになりましたソフトボールチーム執念の金メダルを獲得した齋藤ジャパン、弘前市出身の齋藤春香監督のお母さんは視力を失っておりますが、「春香には風が吹いているような気がする、きょうは勝つような気がして困るくらい」と話していたとのこと。エース上野選手は、413球、3完投を完璧に頑張り、五輪3連覇のアメリカから勝利をもぎ取り、私たちに大きな感動を与えてくれました。このチームの中には、生まれつきの心臓病、大動脈弁狭窄兼閉鎖不全症と診断され、中学2年のときアメリカでドナーが見つかり、8時間に及ぶ心臓手術を乗り越え大活躍した西山麗選手がいます。西山選手の大活躍は、大きな驚愕となり、日本じゅう、世界じゅうに強烈な励ましを発信してくれました。そして、現在パラリンピックが開催中であり、日本代表に本県から選ばれた2人の中のシッティングバレーボール東選手は、むつ市川内町出身、大湊高校卒で、中学2年のとき病気のため右足切断、本当の強さを秘めた東選手に心から声援を送ります。

メダルをかち取った選手、残念な結果になった選手、これまでの陰の闘い、苦闘や苦悩、家族やコーチなどとの秘話が詳しく報道されるたび、私たちに元気と生きる希望を与えてくれます。メダルの数の議論だけではなく、世界的総スポーツの祭典、戦争のない平和を心から願うものであります。

通告に従い一般質問をいたします。市長並びに

教育委員会委員長におかれましては、明快かつ具体的、前向きなご答弁をよろしく願いいたします。

質問の1は、防災行政について。安心・安全なまちづくりについてお伺いいたします。十勝沖地震、昭和43年5月16日午前9時48分、マグニチュード7.9、震度5強、北海道から東北北部で揺れや津波の被害、死亡52人、重軽傷330人、住宅被害全壊673、半壊3,004、当時私は高校生でありました。余震が続き、ライフラインがすべてとまり、実家から離れて生活していたので大変心細く、そのときの記憶は今でも鮮明です。本市も含め北海道など、一時孤立状態になり、これを教訓に災害時応急復旧用無線電話、孤立化防止用無線電話が開発整備されました。

ところで、今回の岩手北部地震では、多くの負傷者が出た理由としては、就寝中慌てて逃げようとしてベッドや階段からの転落、転倒、割れたガラスで手足を切ったけがが目立ち、消防関係者は就寝時間帯の地震で体が思うように動かなかった可能性を指摘しています。また、その反面、過去の教訓で寝室に高さのある家具は置かない、玄関に懐中電灯を置いておくなど、おのおのが日ごろより防災対策に心がけ、死者がなく、被害が拡大しなかったことは、これまでの大地震の教訓が生かせたと報道されています。

市民生活において、地震、台風、豪雨など、災害はいついかなるときに襲ってくるかわかりません。市長は、こうした不測の事態を想定し、危機管理対策充実に防災調整監を配したと認識しております。新たに取り組んでいることと今後の課題についてお伺いいたします。

質問の2は、食の安全について、地域ブランドづくりについてお伺いいたします。食の安全であります。米加工会社三笠フーズの事故米転売問題、被害はとどまるところ知らずの状況が日夜報

道されています。また、この1年間、食品に関連した偽装事件は主なものだけでも北海道の牛肉ミンチ品質表記やお菓子の賞味期限、秋田の鶏肉表記、三重県のお菓子賞味期限、大阪府の食品消費賞味期限、岐阜県の牛肉等級表記と枚挙にいとまがありません。中でも中国産ウナギを愛知県産三河一色産と偽装した事件は悪質でありました。そして、県内でも弘前市のリンゴ加工業者が輸入果汁使用のリンゴ酢偽装表示と八戸市の水揚げ業者による魚の偽装表示があり、言葉を失いました。相次ぐ食品偽装問題を受けて、地域ブランドをどのように守っていくのかは大きな課題です。平成17年度から開始されている経済産業省の地域ブランドアドバイザーフォーラム事業や農商工連携を促すために地域を支える中小企業と農林水産業が連携した事業に対して税制面で支援する農商工等連携促進法がことし5月に成立し、7月21日に施行されました。これらを重層的に活用した地域ブランドづくりへの積極的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、地域団体商標導入についてお伺いいたします。地域団体商標を導入する商標法が平成18年度より施行されました。消費者のブランド志向の高まりを受けまして、類似したブランドとの差別化、ブランドの信用性を高めるなどの効果ははかり知れませんが、「むつ市のうまいは日本一」、我が地域の特産品を保護するため付加価値を上げる地域団体商標導入についてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、高齢者対策について、高齢者の聴覚検診についてお伺いいたします。昨年暮れに亡くなった父もそうでしたが、高齢の方との会話で時々反応がおかしく、寂しげな表情をされることがあり、そうだ、この方は耳が遠いのだったと思いついて大きな声に切りかえ話すことがあります。65歳以上の約3割の方が難聴であると言われ

ています。こういう現状のもと、一つの問題として、自分自身の難聴に気づかない高齢者が多いということがあります。専門家によりますと、徐々に進行するため、気のせいかなということでも全く気づかない人も少なくないとのことでした。

もう一つの問題は、難聴で意思の疎通がうまくいけなくなると、友人と会わなくなって社会参加の機会が少なくなり、自分の殻に閉じこもることになります。家庭内の孤立という心配もあります。つまり難聴から生きがいの喪失へ、そして閉じこもり、うつ、認知症へ進み、要介護になってしまいます。介護保険の分野では、認定審査を受けるうちの約40%に難聴があるとされており、訪問調査で難聴があり、ほとんど聞こえないと記載されていても、年のせいだから仕方ないと思われて、そのまま放置されている事例もあるようです。高齢者の難聴の実態と、その影響についてご所見をお伺いいたします。

続きまして、教育問題についてお伺いいたします。児童・生徒と向き合う時間の確保ですが、教師の忙しさは、全国の公立小・中学校に共通して言えることでもあります。さまざまな要求や事務作業に追われ、子供とかわる時間、向き合う時間が十分にとれない、授業の準備にも十分な時間がとれず、余りの多忙に体を壊したり、うつ病になるなどの事例も決して少なくない聞いております。

ところで、このたび閣議決定されました今後10年間の教育の目指すべき姿と5年間に重点的に取り組む施策を示した教育振興基本計画であります。幼児教育から大学、社会教育にわたり、道徳教育の充実、いじめや不登校対策、小・中学校施設1万棟の耐震化促進などが列挙されています。中央教育審議会が提出した答申に基づき、文部科学省が決定し、政府内で調整したとのことですが、教育現場のこと、教育のあるべき姿

を示した内容になっているのでしょうか。

質問の1は、不登校対策並びに保健室登校についてお伺いいたします。2007年度県内の小・中学校で病気や経済的な理由などを除き、年間30日以上欠席した不登校の児童・生徒は1,513人で、前年度より28人多く、このうち小学校が209人、前年度比18人減、中学校が1,304人で46人増となり、中学校の増加が全体を押し上げているとの報告がありました。

不登校となったきっかけで最も多かったのは、小・中ともに情緒的不安や極度の緊張など、本人にかかわる問題でそれぞれ約3割を占めています。そして、全国的に大きな問題になっているのが保健室登校です。学校に来て、教室に行かずに保健室で過ごす割合が増加しています。登校した子供が1日を保健室で過ごしたり、特定の授業以外は保健室にいたりする状態、養護教員が保健室登校の子供さんの心身の悩みを聞いたり、時には各教科の指導もしていると伺いました。本市の教育現場の現状と課題についてお伺いいたします。

続いて、いじめ問題についてお伺いいたします。安心して学べる教育環境は、校舎の整備の問題だけではございません。ご存じのように、いじめや不登校は依然として続いております。いじめの発生件数は、平成17年度の発表によりますと、報告されているだけでも全国の小・中・高等学校全体の約2割に当たる2万件を超え、各地で深刻ないじめが発生し続けております。その背景には、いじめは不可避、いじめはなくなれないという風潮に歯どめがかかっていないことが見てとれます。

その中でいじめられる側の子供たちが孤独感を抱き、不登校や自殺という悲劇的な結果を生んだり、いじめられないためにいじめる側に回るといったいじめの連鎖が起きていると思われま。こうしたいじめの連鎖を断ち切るには、いじめを根

絶するという強い意思を持たせること、孤独感を解消すること、人間関係の修復をすること、温かいまなざしを注ぐことが最も重要ではないでしょうか。言いかえすと、人を思いやる心といじめをやめろという勇気が最も大切なのではないのでしょうか。

文部科学省は、平成18年10月、いじめを苦しめた児童・生徒の自殺が相次いで発生したことから、いじめの問題への取り組みの徹底について通知を発しました。その要旨であります次の3項目、1、いじめの早期発見、早期対応について、2、いじめを許さない学校づくりについて、3、教育委員会による支援について、本市の小・中学校ではどのような取り組みが行われているのでしょうか、お伺いいたします。

3番目として、特別支援教育についてお伺いいたします。平成19年4月より特別支援教育がスタートし1年が経過いたしました。課題が大きく浮き出した1年ではなかったでしょうか。教師の力量や推進の仕方、取り組みといったハード面のみではなく、理解や認識というソフト面の課題が重要であると思えます。

2000年度に入り、一般の学校は少子化で児童・生徒が減少している反面、特別支援学校は、逆に児童・生徒が増加、大阪府立守口養護学校では、生徒数急増に対応するため、2007年度には玄關ホール3分の2をつぶして教室に転用しました。さらに2008年度には家庭科教室を普通科教室に転用しています。

ところで、ここ数年中学1年生の不登校が激増し、小・中の連携が叫ばれ、本市におきましても取り組まれております。不登校の原因は複雑です。しかし、発達障害を理解することにより、個々に応じた対応ができると考えます。子供たちが今後の対人関係を含め、環境に適応できるようにしていくためには、小学校の3、4年生ごろが重要な

時期と言われます。なぜならば、幼稚園から小学校の低学年までは集団になじめない、子供たちは小学校の3、4年生ごろになると周囲の無理解から、学校では空気が読めない、自分勝手などと言われ、いじめや孤立、行き渋りといった状況が始まります。発達障害に気づかなかつたり、無理解であったりすると、先生の教え方がまずいとか、親のしつけがなっていないとか、あるいは子育てに原因がある、愛情が不足しているといった誤解が生まれます。子供たちは、頑張っても頑張ってもできないこと、わからないこと、困っていることがあります。だれからも理解されないだけでなく、何の手助けもなければ自信を失い、強い孤独感にさいなまれてしまいます。逆に周りのみんなが理解し、自信を持たせることにより、障害そのものすべては改善されなくても、周りの援助で成長していくことができます。子供たちこそが一番困っているという事実を理解し、子供たちが持つ大変さに共感する姿勢がなければ何の施策をしてもうまくいかないのではないのでしょうか。特別支援教育がスタートし、1年が経過しました。現況と課題についてお伺いいたします。

4番目として、学校給食における食物アレルギー対策についてお伺いいたします。文部科学省の報告書によりますと、食物アレルギーの児童・生徒は全国で約33万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子は1万8,300人おり、社団法人全国学校栄養士協議会などが行った調査によりますと、2002年、2003年度に学校給食が原因でアレルギー症状を引き起こしたケースは637例あり、そのうち約50例が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで進んでいたとの報告がありました。

中でも深刻な問題とされている食物アレルギーは、乳幼児を中心に増加傾向にあり、子供や親たちにとって本来栄養となるべき食物が逆に体に異

常を来し、楽しいはずの食事が異常に神経を過敏にさせ、大変大きな心の負担があります。その原因や治療法は、まだ解明されず、ますます深刻化していると言えます。

2005年に食物や薬物アレルギーによるアナフィラキシーに備え、病院に着く前に使うべき治療薬としてアドレナリン自己注射、製品名「エピペン」が追加公認されました。学校現場で同ショックが起きた場合、その子供の意識が低下するなど自己注射できない場合も予想されます。今回の学校ガイドラインでは、教職員によるエピペン使用が可能になり、緊急時の使用ができるようになりました。学校現場におきます食物アレルギー対策の現状と取り組みについてお伺いいたします。

以上、4項目についてお伺いいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政についてのご質問の安心・安全なまちづくりについてであります。最近の岩手・宮城内陸地震、岩手沿岸北部地震を初め近年の自然災害や異常気象は、極論を言えば、これまで人類が経験したことのない事態を招いており、今ほど防災に対する関心と重要性が叫ばれた時代はかつてなかったと認識しているところであります。市におきましても、たびたび大きな地震や洪水に見舞われ、甚大な被害を受けているものの、幸いにして人的な被害は、昭和43年の十勝沖地震以来発生しておりません。

私は、市長就任以来、この防災対策を最重点施策の一つとして、常日ごろからの危機管理意識と情報収集の徹底を職員に指揮してまいりました

が、本年1月に市の国民保護計画を策定したことを契機として、また有事の際の危機管理体制をさらに強化するため、総務部に防災調整監を配置したものであります。

新たに取り組んでいることと今後の課題については、ただいま申し上げました平素からの危機管理意識の徹底と情報収集はもちろんのこと、新たな取り組みとして民間事業者等との災害時応援協定の拡大による地域共助体制の確立、今後予想される原子力施設の立地等に対する対応と時代の変化に即した危機管理、防災体制の充実強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、食の安全についての第1点目、地域ブランドづくりについてのご質問にお答えいたします。農林水産物、食品の地域ブランド化は、地域の特性を生かした農林水産物や食品の高付加価値化により農林水産業、食品産業の競争力の強化や地域の活性化を図るものであり、現在各地でさまざまな農林水産物や食品について、地域ブランド化の取り組みが行われております。

下北地域においては、農林水産物を活用した下北ブランドの創出による地域活性化を目的に、下北ブランド産品認証制度が平成15年に創設されており、この制度は安全、安心で高品質な地場産品を厳選して、下北ブランド産品として認証するもので、現在25品目が認証され、むつ市内小売店等での販売会を実施しているほか、商工まつりなどに参加し、下北ブランド認証商品のPRに努めておるところでございます。

むつ市においても、各地域の特色ある農林水産物、食品のブランド化に向けた取り組みを進めておりますが、地域ブランドは生産者が自信と誇りを持って提供し、消費者が安心して選べるという双方の信頼関係によって築かれるもので、まず第一歩は地元消費者の皆さんに知っていただくこと

であり、そのためには生産者自身が地域ブランド品として育てていく強い意思を持ち、安全、安心な食品を生産し、安定的、継続的に供給していくことが重要であると考えておるところでございます。

さらに、地域ブランドに関する意識醸成のため、地域ブランドアドバイザーフォーラムへの参加や農工商連携を促すために中小企業者と農林水産業者が共同で実施する新たな加工食品の開発、製造、販売などを積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の地域団体商標導入についてのご質問にお答えいたします。地域団体商標制度は、農林水産物を初め伝統工芸品など、地域ブランドの保護や振興のため、地域の特色ある商品の生産に携わる人々が協力し、品質の維持向上、広告、営業努力などの面で創意工夫することを促すとともに、地域ブランドを適切に保護することで商品の付加価値を高め、地域産業の競争力強化を図ることを目的に平成18年に導入され、本年3月末までに全国で371件が登録されており、本県でも田子ニンニクほか8件が登録されております。

むつ市には、各地域に特色ある農林水産物、加工食品がたくさんございますが、販路拡大に向けたブランド化を図るため、この商標制度を活用することができないか、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、高齢者対策についてお答えいたします。高齢者の難聴の多くは加齢が原因による老人性難聴と言われております。この難聴は、聴覚に關係する細胞の減少や老化により聴力が低下するもので、50歳を超えると聴力が急激に低下し、60歳以上になると会話が不便になり始めますが、個人差が大きく、40歳で補聴器が必要になる場合もあれば、80歳を超えてもほとんど聴

力が低下しない場合もあると言われております。

市における65歳以上の方の難聴の実態は、正確には把握しておりませんが、平成19年度の介護認定審査の訪問調査の結果では、約半数の方が聞こえの悪さを訴えております。

鎌田議員ご指摘のとおり、高齢者の難聴は、長時間にわたり少しずつ進行するため、本人が難聴であることを意識していない場合があり、周囲からいきなり難聴を指摘されることなどによりショックを受けて、意思疎通がうまくできないために引きこもりがちになり、認知症の引き金になるケースもあるようでございます。加齢に伴う聴力の低下は、だれにでも起こり得るものですが、進行すると社会生活を送る中で不自由を感じたり、さまざまな支障を来すようになるため、大きな不安や精神的ストレスを抱えるようになるとも言われております。難聴になった場合に安心して生活するためには、家族はもちろんですが、周囲の方々の難聴に対する理解と支援が大切であると考えております。このため、市といたしましては、難聴などの障害をお持ちの方には、身体障害者福祉法に基づき補聴器を給付するほか、故障したときの修理事業を行っております。

また、鎌田議員のご提言に基づき、平成16年度から耳の不自由な方に対して筆談で要件に応じることを示す耳マークを市庁舎や市の関連施設に表示設置したほか、耳や言葉が不自由な方の外出をサポートする電話お願い手帳を交付するなど、耳が不自由な方の利便性の向上を図るとともに、周囲の方々に対しても広く理解を求めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、当市の聴覚障害者手帳保持者数及び補聴器交付状況並びに平成19年度介護認定審査訪問調査の詳細につきましては、担当部長から説明いたします。

4点目の教育問題につきましては、教育委員会

より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、不登校対策、保健室登校についてであります。議員ご指摘の不登校の問題は、教育委員会といたしましても、将来を担う子供たちの健全な育成のためには、どうしても解決、減少させていかなければならない最重要課題として取り組んでいるところであります。

まず、本市の不登校児童・生徒の現状についてであります。平成19年度の不登校児童・生徒数は全部で75名、そのうち小学生は16名、前年度より1名の増、中学生は59名で前年度より2名の減となっております。全国及び青森県におきましては、ここ2年は増加傾向に転じておりますが、本市の場合は前年度とほぼ同数で推移しております。特に中学生の発生率は、調査を開始しました平成3年度以降初めて全国や青森県を下回ったところであります。

学校での不登校に対するさまざまな取り組みの成果がようやくあらわれてきたものと思っております。しかし、引き続き生徒指導上の重要課題として取り組むべく、昨年策定しましたむつ市教育プランの中に位置づけているところであります。

続いて保健室登校の状況についてであります。昨年度の保健室登校児童・生徒ですが、市内全体では小学生は1名、中学生は11名となっております。しかし、学校によっては保健室以外の教室、すなわち別教室で学習している生徒もあり、この数は保健室登校と合わせますと、決して少なくない数であります。

次に、不登校に対する取り組みと課題についてであります。不登校の原因の主なものは、仲間や対人関係をうまくつづけないこと、家庭の悩みや

親子関係に起因するもの、学習や将来の進路に対する不安などが挙げられますが、問題が複雑に絡み合っており、その原因が特定しにくく、容易に保護し切れないのが実際のところであります。したがって、不登校の状態から登校するまでにこぎつけ、教室に入れるようになるまでには相当の時間を要するケースが多いことから、学級担任や養護教諭のみならず、学校全体の課題として組織的に対応するよう各学校に指導しているところであります。

本市では、学校以外の機関としてむつ市教育研修センター内に教育相談員や相談支援員を常駐させ、児童・生徒本人ばかりでなく、保護者や家族、あるいは学級担任や生徒指導担当者との相談の場として活用できるように、教育相談室、学習室を設置しているところであります。

昨年当センターの教室に通学している児童・生徒は13名で、そのうち8名の者が学校に復帰することができたところであります。今後とも不登校児童・生徒の実態に応じた効果的な活動プログラムの開発などに努めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、本市では議員各位のご理解をいただき、15名のスクールサポーターの配置、さらには県の委託事業としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、悩みを抱える子供に対する相談員の配置が可能となったところであり、各学校へのサポート体制が充実し、徐々にその成果があらわれてきているところであります。しかし、子供の中には複雑な家庭環境、経済的に恵まれないう不安定な状況に置かれているケースも少なくないことから、これまで以上に児童民生委員や児童相談所などの関係機関との連携を密にして不登校対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、いじめ問題についてであります。本市の昨年度の小・中学校のいじめ発生は5件で、指

導を受けた児童・生徒は15名と報告されております。これは、一昨年度と比較いたしますと、件数では19件の減、児童・生徒数では48名の減となっております。しかし、いじめの問題は実際は外からは見えにくく、学校や家庭でもいじめの兆候を見逃していることが考えられますので、報告件数の多寡によって、少なくなった、改善されたと判断するのは早計なことであると思っております。いじめ問題は、どの学校にも、どの子にも起こり得る問題であるとの認識が必要であり、議員ご指摘のように、早期発見、早期対応に徹するとともに、いじめを許さない学校づくりが大切であると思っております。

学校教職員は言うまでもなく、子供の間でも理由のいかんを問わず、いじめは犯罪であり、人間として、たとえ子供であっても絶対に許さない、許されないものである。いじめを見て見ぬ振りをする者も加害者であるという考え方に立って、教育委員会では各学校に対し、教育方針を明確に提示しているところであります。

どの学校においても、その方針に従い、日常的には第1段階の指導としては、授業中、部活動などの放課後の活動や巡回などを通して子供の言動の変化や雰囲気等を敏感にキャッチし、問題の発見に努めているところであります。

さらには、どの学校でも校内の組織として子供や保護者の悩み、相談や要望をいつでも積極的に受けとめることができるよう教育相談体制を整備しているところであります。

また、道徳や学級活動、児童会や生徒会活動、少年防犯弁論大会、意見発表会などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、子供同士でいじめを生まない学級、学校づくりに努めさせているところであります。いじめがあった場合、それを軽く見ない、一過性の対応で終わらせない、その事実を隠さない、まさに開かれた学校づくりこそ

がいじめ防止の最良の防御策として認識し、いじめを受けている当事者のプライバシーや二次被害の防止に配慮しつつ、実態を報告し合うなど、PTAや外部機関との情報の共有を図るよう指導しているところでもあります。

次に、教育委員会による支援についてですが、まず各学校に対しましては、いじめ問題に関する教育委員会の指導の方針を具体的に示し、どの学校においてもその対応や指導手順が一貫したものになるよう、学校危機管理マニュアルや学校訪問などを通して指導の徹底を図っているところでもあります。

また、3年前の平成18年度から子供や保護者、市民から直接いじめに関する相談を受けることができるよう教育委員会の中に専用電話を設置したり、メールアドレス、ファクス番号を記したチラシを市内のすべての児童・生徒に配布するとともに、ポスターを各学校関係機関に配布し、いじめ防止、根絶に向けて取り組んでいるところでもあります。

近年は、携帯電話やパソコンを介してインターネットにより相手を誹謗中傷するいわゆるネットいじめが大きな社会問題になっており、いじめが陰湿化、悪質化する傾向にあります。そのケースは、市内においても発生しており、教育委員会では保護者や学校と連携して、その処理については警察の協力をもお願いしているところでもあります。

教育委員会としましては、引き続きPTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題の重要性を再認識し、それらについて協議する機会を設けるなど、いじめのない学校、社会づくりに積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育の現況と課題についてですが、議員ご指摘のとおり、特別支援教育は、学校教育法を一部改正し、特別支援学校のみなら

ず、発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する教育を積極的に推進するよう法律上明確に規定され、平成19年4月から、どの小学校、中学校においても実施することとなったところでもあります。

議員ご指摘のように、発達障害を含め、子供の障害の程度や症状は子供によって異なっているため、障害の状態に応じた一人一人の指導計画を作成し、幼児期から卒業までの一貫した支援ができるよう指導体制の整備が強く求められております。教育委員会といたしましては、特別支援教育を本市の学校教育指導の重点の一つとして掲げ、障害のある児童・生徒が持てる力を高め、可能な限り自立した社会参加ができるよう教育環境の整備とともに、関係機関と連携を図りながら、学校支援体制の組織づくりに取り組んだところでもあります。

市内小・中学校24校すべてに校内委員会を設置するとともに、その中に特別支援教育コーディネーターを配置し、関係機関との連絡調整、保護者の連絡窓口や推進役としてきめ細かな指導ができるよう新たな組織として位置づけたところでもあります。

さらに、2年前から幼児期から小・中学校までの一貫した教育を実施する必要から、市内すべての小・中学校、幼稚園、保育所、保育園、むつ養護学校、市健康推進課が一堂に会し、今後の連携のあり方について検討を始めたところでもあります。

また、精神科医や小児科医を講師に招き、発達障害に起因する心理的、身体的な障害を引き起こしている児童・生徒の理解と対応に関する研修会を開き、教師の専門性や指導力の向上に努めているところでもあります。今後ともスクールサポーターの配置など、学校に対する効果的な支援体制の改善を図りながら、子供一人一人の可能性を最大

限に伸ばす教育の充実に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、食物アレルギー対策の現況と取り組みについてのご質問にお答えします。ことし6月に実施しました食物アレルギー調査では、市内小・中学校24校の児童・生徒数5,715名のうち、食物アレルギーを持っている児童・生徒は372名で、全体の6.51%に上ります。ちなみに、昨年度は357名で、全体の6.11%でありましたので、昨年度と比較いたしますと0.4ポイント、人数にしまして15名の増ということになります。

教育委員会では、食物アレルギーを持つ児童・生徒に各学校でこれまでどのような対応をしてきたかなどについての調査を進め、実態把握に努めてきたところであります。各学校では、すべての児童・生徒の保護者に食物アレルギーに関するアンケート調査を行い、アレルギーで悩む児童・生徒、保護者の把握に努めてきたところであります。ケースによっては、直接保護者との面談を行い、一人一人の症状の実態はもとより、学校給食あるいは教育活動の中で留意、配慮すべき点は何か、どのような対応が必要であるか等について確認し、きめ細かな指導ができるようにしているところであります。

議員ご指摘のとおり、アレルギー反応によりじんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時に、かつ急激にあらわれた状態、いわゆるアナフィラキシーショック症状を示す児童・生徒が全国で確認されており、このことから文部科学省ではこの4月に学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを公表したものであります。

この中では、食物アレルギー対策として、原因となる食物の除去が唯一の予防法であるとし、まず個々の児童・生徒のアレルギーの原因となる食

物を学校が把握することが取り組みの前提であるとしております。さらに、アナフィラキシーの症状が重篤となり、生死にかかわる状態となった場合は、医師の処方によるアドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンが有効であるとしております。しかし、エピペンが手元にありながら、症状によっては児童・生徒が自己注射をできない場合も考えられることから、居合わせた教職員が本人にかわって注射をしたとしても、医師法違反にはならないと考えられるとの指針が示されたところであります。

教育委員会としましては、食物アレルギーに関しては保護者との連携を図り、これまで対応しておりますように、原因となる食物の除去によるアレルギーを発症させないよう対応してまいりたいと考えておりますが、万が一に備え、職員、教職員、保護者のアナフィラキシーに対する知識の向上と対応策の周知、啓蒙に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 鎌田議員ご質問の3点目、高齢者対策について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、当市の聴覚障害者手帳保持者数等についてご説明いたします。平成20年3月末現在の聴覚障害者手帳保持者数は213人でございます。このうち65歳以上の方は149人で、全体に占める割合は70.0%となっております。また、補聴器交付者数は全体で156人となっており、このうち65歳以上の交付者数は108人で、全体に占める割合は69.2%でございます。

次に、平成19年度介護認定審査申請に係る訪問調査のうち、聴力に関する事項についてご説明いたします。訪問調査対象者数は4,500人でございます。このうち、やっと聞こえるが1,477人、大声が聞こえるが739人、ほとんど聞こえないが23人

で、合計2,239人の方が聴力に問題を抱えており、全体に占める割合は49.8%でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長、教育長におかれましては、丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

防災についてであります。9月1日は防災の日でありました。本市におきまして、これまで地域、企業、行政を初め防災関係者が一体となった共同による大規模な総合防災訓練を実施されてまいりました。本年度は25日9時半から、大畑地区を対象とした総合防災訓練が実施予定であります。災害に強いまちづくりの観点から、これまでの訓練の成果と災害時に必要な備蓄用品の確保、保管、管理、供給体制について伺いいたします。

続いて、体育館機能を備えた防災センター、オフサイトセンターについてであります。本市を取り巻く隣接市町村、原子力関係施設での万が一の事故は、私たちにも多大な影響を及ぼすものと覚悟しなければならない状況ではないでしょうか。昨年7月の新潟県中越沖地震、柏崎刈羽原発の変圧器火災の様子が繰り返し報道されました。万が一すべてのライフラインがストップしても市民が避難できる場所の確保こそ何にも増して重要課題と考えます。ライフライン機能ストップに対応できる体育館機能を兼ね備えた防災センター、オフサイトセンターについての市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員の再質問、まず1つ目が災害時の備蓄用品についての確保、保管、管理、供給というふうな部分でのお尋ねでございます。この部分におきましては、まだ現在、例えば食料だとか水だとか、そういうふうな部分での備蓄はなかなかできるような状況ではございません。ただ、各消防署のほうには、災害が発生し

た際の、その水防倉庫というふうな位置づけをしておりますけれども、そこには例えばスコップだとか、つるはしだとか、それから麻袋だとか、そういうふうな道具、工具等はプールしております。市内に5カ所程度そういうふうな部分で防災倉庫的な、水防倉庫とは言いますけれども、防災倉庫というふうな位置づけで今設置をしております。

ただ、この部分で備蓄用品、食料、水、そういうふうなもの、ライフラインというふうなことでございましたので、この部分につきまして、プールをする場所、備蓄をしていく場所というふうなことはなかなか難しい部分がございます。例えば昨今よく言われております賞味期限でしょうか、そういうふうな問題もあります。それから、かなりの量もストックをしておかなければいけない。水は、たしか企業局のほうでペットボトル等の対応はしているところでありますけれども、今の段階で備蓄用品の確保、保管、管理、そして供給というふうなことでは非常にづらい状況でございます。また、そういうふうな部分を各地区に配置するのか、そして集中してそれを保管していくのかということも考えなければいけませんし、多額の費用というふうなことも想定されます。

今後民間事業者、さまざま例えば商店の方々、それからメーカーさん、そういう方々との災害時の応援協定というふうなことも必要になると思います。災害時の応援協定につきましては、現在災害発生の際の道路にストップしている車を撤去するため自動車整備協会だったでしょうか、そのほうとの協定は結んでおります。

さらに、またごみ処理についても、廃棄物の処理事業組合のほうからのご協力をいただくというふうな、そういう部分も今協定を結んでおります。もう一歩進んで今後この備蓄用品、食料を中心としたそういうふうなものにつきましては、独自の備蓄計画を策定して、年次計画の中で民間事業者

との災害時応援協定を活用してつくっていかねばいけないと、検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

2点目の体育館機能と防災センター、オフサイトセンターというふうな再質問でございましたけれども、この下北半島、特に原子力が点在しております。今一番私たちがオフサイトセンターと言われてぱっと思いつくのが東通村役場の隣に下北地域広域行政事務組合の東通消防署、そしてその上にオフサイトセンターがございます。それは、東通村の原子力発電所、万が一何か事故が起きたときに、災害が発生した場合というふうなことで、その防災対策を講じるための拠点施設がオフサイトセンターでございますけれども、これは原子力災害対策特別措置法第12条により、事業所ごとに国がオフサイトセンターを指定するというふうなことであります。本市といたしましては、2010年をめどにして使用済燃料中間貯蔵施設が運転開始になるというふうな形で今進んでいるわけでございます。原子力防災のかなめとなるこの施設でありますので、当然事業所ごとに国がオフサイトセンターを指定するというふうなことで、本市といたしましても、建設を強く要望しているところであります。これがオフサイトセンターの部分でございます。

ただ、オフサイトセンターと体育館の整備とあわせてというふうなイメージだと思いますけれども、オフサイトセンターの機能は、原子力災害が発生した際に国からの派遣、また現地での対応、そしてさまざまな方々が科学的に判断もしなければいけない、そういうふうなことでオフサイトセンターは機能を非常に敏感にとらえて対応していかなければいけない施設でございます。そこに体育館というふうなことになりますと災害が発生したときに、要するに危機管理をするグループと、また一般市民の方々の避難場所だとかが混在して

きますと、オフサイトセンター、防災機能という部分に非常に難点があります。そういうふうな部分がまず1つでございます。

それから、オフサイトセンターの整備は、国の交付金事業であります。体育館の整備は当該交付金事業の対象外であるというふうなことでございますので、体育館機能を備えたオフサイトセンターの整備は非常に困難であると言わざるを得ないということでご理解をいただきたいと思っております。

また、庁舎が仮に皆さん議会のほうで御議決をいただきまして、今想定している場所に移りますと、防災機能がここに集約をされていくものと、こういうふうな部分で防災機能の拠点施設というふうなこと、市民の命と財産を守るため、この現庁舎では現在400人の職員も勤務をしておりますし、1日1,000人という延べ人数で市民の方々のご利用をいただいていると、こういうふうな状況でございますので、私としてはご理解をいただいて、移転した際には、新庁舎が市民の命と財産を守るための防災拠点になり得るというふうなことも、お尋ねではございませんでしたけれども、あえて防災のほうでのお話でございましたので、防災機能を高めるというふうなことでご理解をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長におかれましては、体育館は体育館として再度検討していただくようよろしく申し上げます。

続いて要望であります。地域ブランドづくりということで、若い方との懇談の席で行政の職員にアプローチしてもなかなか腰が重いとの指摘がありましたので、行政マンの皆様には、自ら強いリーダーシップをとって進めさせていただきたく要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。7 番野呂泰喜議員。

（ 7 番 野呂泰喜議員登壇 ）

○7 番（野呂泰喜） 今定例会において最後の質問者になりました野呂でございます。統一地方選挙、むつ市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から議席をいただきまして、早いもので 1 年になろうとしております。今振り返ってみますれば、選挙期間中、財政再建を第一に一般会計と特別会計、さらに水道事業会計を含め、平成 18 年度末で 585 億円、累積赤字も 21 億円であります。むつ市の一般会計と一部事務組合との長期債を合計すると、約 742 億円になりますよと、これが今のむつ市の財政の状況であり、今箱物に手を染めている場合ではない。市民生活の安定が先であり、市民生活向上のために頑張りますと街頭で述べさせていただきました。

議員として 1 年、市民本位、市民の目線で本当に市民サイドに立って物事を判断しているのか、自分自身今でもよく考えさせられます。

むつ市議会第 197 回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれましては、前向きなご答弁をお願いいたします。

電源立地地域対策交付金について質問いたしま

す。新聞報道を見ると、関東、中部では幾らか景気が下降きみといえども、まだまだ景気のよい話が伝わってまいります。青森県、とりわけむつ市では景気のよい話はなかなか聞くことができません。もともと産業基盤の弱い、そして自主財源に乏しいむつ市は、電源立地地域対策交付金に大きく依存する財政構造になっており、また財政再建団体に陥らないため、簡単に言うならば、夕張市にならないために電源立地地域対策交付金を借金返済に向けひたすら金を返すことに専念しろと赤字解消計画に組み込まれていることは私も十分認識をいたしているところでありますが、市長、「市民協働の施策展開」、そして「まちづくりの主役は市民である」、いわば市民の味方であるといった姿勢であるならば、現状のむつ市の景気の低迷、落ち込みはまことに深刻さを増している。企業の倒産により、ますます地元での雇用の受け皿がなくなり、失業率も高くなってきている現状をどう受けとめておられるのか。

そして、今原油高により生活必需品の値上げという形で市民生活を圧迫しております。家計を預かる主婦の皆様にとって、財布から出るお金だけが多くなり、値上げが台所を直撃しております。市民にとってまことに先行き不透明感だけが広がり、不安であろうかと思われま

す。また、企業とて同じであり、事業経営者としても経費増が重く経営にのしかかってきている現状であります。原子力産業に寄与することで得られる交付金を一般家庭や企業に対して原子力立地給付金として料金の還元を行うべきであろうと私は思います。平成 20 年度以降原子力発電施設等周辺地域交付金見込みは 4 力年で約 76 億円強、そして東京電力東通原子力発電所 1 号機前倒し交付金 6 億 7,000 万円が増額になりましたが、まずすべての交付金を原子力立地給付金として還元するとなりますと、一般家庭で年間いかほど還元されるも

のなのか、また企業、事務所1社当たりの金額が幾らになるのかお知らせをお願いいたします。

財政再建について質問をいたします。財政基盤の弱いむつ市において、平成の大合併、三位一体改革など、地方自治体をめぐる状況が大きく変わった今、財政を初め施策の評価、何よりも課題を読み解く能力が不可欠であり、財政危機は突然に襲ってくるものではなく、少しのほころびを見逃してきたツケが大きくなった結果が今日の財政状況であり、財政再建団体に落ちるところを首の皮1枚で転落を回避している状態であります。

今はまだ盤石ではない財政の現実でありながら、市長は口を開くたびに財政の危機を訴えているながら、高価な買い物、庁舎移転に固執して新たな借金をするというまことに整合性がとれない行政運営であろうかと思えます。

先日むつ市の2007年度各会計決算見込みが出されました。2008年度決算から導入される自治体財政健全化法の早期健全化基準を実質赤字比率など4指標すべてで下回る見通しとなったとありますが、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の具体的な数字をまずお聞きいたします。

道路基盤整備の大湊市道浜通線の全面舗装についてお伺いをいたします。市道浜通線は、大湊新町3差路から下通りを経由して宇田町に至る路線であります。道路の維持管理が非常に悪い状態であり、道路の至るところに陥没や亀裂があり、一応は部分的に埋め合わせてありますが、でこぼこ状態であり、朝夕は市道浜通線を通勤通学で利用する車の台数も非常に多くなり、ドライバーや地域住民からクレームが多く出されています。一日も早い全面的な舗装を希望いたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の第1点目、電源三法交付金について、原油高によりすべての生活必需品が値上がりし、市民生活を直撃している、また企業にとっても経費増が経営に重くのしかかっている現状から、交付金の使途について議会と話し合い、一般家庭や企業に対して原子力立地給付金として電気料金の還元を行うべきではないかのご質問であります。野呂議員からは、昨年9月のむつ市議会第193回定例会においても電気料金還元に関するご質問があり、その際には市の財政が危機的な状況を脱するまでの間は電気料金の還元は行わず、施設の維持運営費や事業運営費など、一般財源への振りかえ効果を最大限に生かせる事業への充当を優先していきたいと回答し、ご理解をお願いしたところであります。

私といたしましても、この1年間にガソリン等の石油製品価格が急騰し、建築資材や食料品等の値上げも続き、市民生活、企業活動に大きな負担となっていると認識しております。しかしながら、本年度からは新たな破綻の芽を事前に摘み取るための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行される節目の年となり、早期健全化団体への転落は何としても回避しなければなりません。仮に早期健全化団体へ転落ということになれば、市民へさらに我慢を強いることになりかねません。平成23年度に向けて赤字解消計画の確実な履行を進めていくことが必須の状況にありますので、まずは累積赤字の解消を果たし、財政健全化のめどが立ちました折には、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の使途につきまして、改めて議会とも相談してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分について、仮に全額を原子

力立地給付金として一般家庭と企業に還元した場合の年額についてであります。各施設の着工時期の兼ね合いにより変動要素が大きいことから、試算額をお示しすることは差し控えさせていただきたいと存じますので、ご理解願います。

次に、ご質問の2点目、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる新たな財政健全化法で公表が義務づけられました実質赤字比率等4つの財政指標については、企画部長から説明いたします。

次に、ご質問の市道浜通線の舗装についてであります。この路線の整備につきましては、本年2月のむつ市議会第195回定例会において野呂議員からご質問いただき、回答申し上げました融雪溝整備の内容と重複いたしますが、市道浜通線は大湊新町3差路から下通りを経由して宇田町に至る延長3,161メートルの路線であります。議員ご承知のとおり、当該市道は幅員が狭隘で、側溝も整備されていない箇所もあることから、拡幅は無理といたしましても、道路の全面的な改良事業として実施していく必要があると考えております。

現在この路線の中央公民館付近から大湊小学校付近までの海岸線約900メートルにおきましては、失われつつある自然環境を守りながら、自然と人々の安全とが調和した海岸の整備を図ることを目的に大湊港海岸エコ・コースト事業が実施されております。この事業による埋め立て完成後には、市において遊歩道の整備を図る計画があり、機能的には通学路としての利用も考えられますことから、当該市道との関連性が極めて高い事業と認識しております。

市道整備につきましては、埋め立て完成後のこれら事業計画との調整を図りながら、また事業の集中化による交通並びに住民生活への影響等も考慮しながら、整備時期を慎重に見きわめていかなければならないものと考えておりますので、ご理

解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ご質問の第2点目、財政再建に関する財政健全化法に基づく実質赤字比率等の指標につきましてご説明をさせていただきます。

同指標は、決算とともに監査委員の審査を経た後議事に報告し、公表に付するもので、平成19年度の指標につきましては、現在監査委員の審査を受けている段階にありますことから、あくまでも暫定値としてお答えいたしますことをご了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す実質赤字比率ですが、この指標は従来的一般会計等の実質収支比率と同じ概念でありまして、早期健全化基準の12.66%に対し、12.59%と平成18年度決算における試算で唯一クリアできなかったこの比率が、平成19年度決算見込みでは僅差ながら基準を下回ることができました。

また、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を示す連結実質赤字比率は17.66%の基準に対して14.51%、一般会計等における借入金の返済額、いわゆる公債費や公債費に準じたもの、例を挙げますと企業会計や一部事務組合等の借入金のうち一般会計が負担する部分がこれに当たりますが、これらの大きさを示す実質公債費比率は25.0%の基準に対して20.6%、地方公共団体の一般会計の借入金、いわゆる地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、あるいは職員の退職手当等が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は350.0%の基準に対して268.7%とそれぞれ基準を下回っております。

なお、冒頭でも申し上げたところでありますが、確定した数値につきましては、12月定例会にご報

告することになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） ちょっと順序が逆になりますけれども、道路基盤整備から先に質問させていただきます。

確かに今年の3月定例会において市道浜通線の融雪溝をやってほしいということをお願いいたしました。そのときの答弁と大体似ておるのかなと、今回の答弁も大体同じような答弁であったのですけれども。

その前にエコ・コースト事業、これは何年で完成予定なのか、工事におくれが生じてはいないのかどうか、そこをまずお聞きをさせていただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） エコ・コースト事業に関するご質問にお答えいたします。

この事業は、大湊港海岸浸食対策の一環として、平成13年6月に国の指定を受け、実施しているもので、平成13年に県と市が共同で事業を行うこととして進めているものでございます。県では、この事業を平成14年から平成24年度までの11年間で完了させる予定で、現在工事を進めております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、平成24年度で完成という考え方でよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 県の護岸工事は平成24年度で終わります。その後、埋め立てが終わった後に市が遊歩道を整備しますので、遊歩道のほうはまだもう少しかかるとは思いますけれども、先ほどの市長答弁にもございましたように、今1カ所からでないといけないわけです、工事の関係で。そ

れが埋め立てが終わりますことによって中央公民館のほうからも進入が可能になります。となると、同じ道路に集中して工事業者が入るといことがなくなるので、その辺で検討されるのではないかとこのように考えております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうすると、あくまでも県の事業は平成24年で終わりということで、市の事業はそれからまだかかるということですね。そこをもう一点確認しておきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 埋め立てが終わるのが平成24年度ということでございますので、その後に修景施設を備えた遊歩道をつくるという形になります。これは、関係機関及び学校、町内会等を集めまして協議をして、ワークショップなどを開きまして、それからどういうものをつくっていくかというのを平成24年あたりに検討し、平成25年あたりからその工事に入るといふように考えておりますので、市の事業としてはまだその後二、三年はかかるものと考えております。ただ、当然かなりの額がかかるものですから、財政の状況を見きわめながら進めるということにもなると思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） わかりました。そうしますと、埋め立ては平成24年と確認します。

そして、むつ市の遊歩道等をやると、また三、四年かかると。そうすると、まだまだ先の話だということですね。それまではできないと。というのは、市長、私は市道浜通線だけではなく、これはむつ市のあちこちの道路を見てきたのですけれども、同じような状況の道路が非常に多い。財政が大変だ、大変だといってそういう事業をやらないうのも私はまたいかがなものかなと思いま

すけれども、この部分はまた再度気長に質問をさせていただきます。

次に、電源立地地域対策交付金について、私壇上で市民生活が非常に苦しくなっていますよと。市長、今灯油が120円から130円、リッター当たり非常に高い価格、今はちょっと下がったようですよけれども、それでも非常に高い状態。それで、市長、大変失礼ですけれども、昨年の12月もしくは1年前の灯油の価格は幾らだったかご存じでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） こちらのほうでは、昨年12月の灯油価格、幾らかということは、ちょっと把握しておりません。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 市長、市の大きな部分も、それは大事だと思います。でも今この原油高、そして家庭の生活を圧迫している、直撃している状態。昨年の12月でリッター大体90円です。1年前ですと、大体七十七、八円から高くて80円ではなかったかな。今の130円として、昨年の1年間で50円も高くなっているのです。恐らくことしの冬、ご家庭の皆さんは大変だと思います。リッター130円となると、ホームタンク1つ入れると、市長、幾らになると思いますか。計算してみてください。これが私の今回の趣旨で、ですからその部分でむつ市にはいわゆる原子力立地給付金というものがある。前日同僚議員が漁業の燃料代という話も申し上げておる。いわゆる私は、市民の活力がなければむつ市は成り立たないと思います。その活力イコール何か、市民の生活の安定だと私は思います。その安定をなくして市長、むつ市はないと思います。市長の考え方は、むつ市があって市民があると思っていらっしゃるのか、その部分を1点ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民の生活の安定が第一義であるというふうなご趣旨で承りました。私もそのように思っております。ただ、その部分で先ほど来、この交付金をそのために回しなさいというご趣旨なのかなと、こういうふうには推察をしているのですけれども、仮にそのような形になりますと、赤字解消計画もできませんし、そして4つの指標の中のこの部分の中で非常に大きな形での赤字というふうなもの、これも膨れ上がって、早期健全化団体及び再生団体になり得るというふうな部分、そのためにこのような形で使わせていただいていると、議会のほうのご了承、予算の中でもご了承いただいて使わせていただいているというふうなことでございますので、仮にその部分を全部シフトしてしまうと、非常に国からの制限を受ける形の再生団体、早期健全化団体、これに転落の可能性があるというふうなことは壇上でその意を伝えたところでありますので、ご理解いただけるものと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 財政健全化にも絡まってきますのであれですけれども、2006年度で12.66%だったと。早期健全化比率でいけばどうなのですか、12.65%が一つの目安。いわゆる0.01%出たと、12.66%になりましたよと。金額的に大体150万円ぐらいかな。そうなりますと、12.59%だと、いわゆる0.07ポイント下がりましたよと。12.65%からいくと0.06%下がったということかな。150万円が0.06%だと900万円、1,000万円ぐらい余裕が出たと、財政比率からいけば。実質赤字比率、私最初壇上で申し上げたけれども、本当に首の皮1枚なのですよね。本当に潤沢な、盤石な財政状況ではないわけです。まして市民の方々には市民税の値上げ、そして国民健康保険税の値上げと。値上げラッシュを浴びせているわけです。やはり私は市民の方々をまずもう一回、市長、あなた、市

民協働、そして「まちづくりの主役は市民である」と、市民の味方であると。そうなると、やはりもうちょっと施策を考えるべきではないかなと、僕はそう思いますけれども、市長のご見解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民の味方であるというふうなご表現、私もそのような気持ちで今行政を運営させていただいております。仮に再生団体、早期健全化団体になりますと、まさしくそれが絵にかいたえそらごとというふうなことになりますと。そうすると、先ほど野呂議員お話しのとおり、北海道のある市のことをお話しになりましたけれども、そのような状態になって公共サービスが低下し、もっともっと値上げが始まり、さまざまな部分で市民の生活にご負担をいただくと、それを回避するために、今私はこのような形で手法をとらせていただいておりますし、先ほど来実質赤字比率12.66%というふうな、これを超えてしまうと、4つの指標の中で一つでも超えると、その早期健全化団体になるわけですけれども、この部分においては平成19年度末決算の段階で12.59%、つまり0.07%ということで、その赤字比率を超さないで、それこそ首の皮1枚でございます。それを避けて何とかやっていこうというふうなのが今の行財政の進め方であります。

市民の味方であると、これは行政全体が考えておりますし、私も考えております。そのために今このような手法をとらせていただいておりますし、この再生団体及び早期健全化団体を回避するために今懸命に頑張っていると。赤字解消計画も順調に推移しているというふうなことでご理解いただけるのではないかと、このように思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 先ほど私は箱物に手を染めている場合ではないですよということを申し上げ

た。今箱物としてやろうとしているのが下北駅の駅舎問題、これも電源三法交付金。それと高価な買い物、庁舎、旧アークスプラザ。私は、それよりも先にまず市民の生活のほうに金を向けるべきではないのかというのが私の論理です。それで再生団体に陥るといふ論理は違うと私は思う。いわゆるそちらのほうの事業をやめて給付金として市民の皆様にお返しして、そしてまたそれが世の中に回っていけば、むつ市の財政の活性化につながるという私はこういう論理であります。なかなかこれ何時間やってもかみ合わない論議になるのかなと思います。

いずれにしても、市民の方は、今非常に生活が疲弊しておる。また、国のほうもこれから日本だけでなく世界の景気がどうなるのか、非常に危ぶまれてきておる。やはりここはもう少し身の丈に合った事業、そして財政を組むべきではないでしょうか。その部分を1点ご指摘を申し上げておきます。

それで、市長、市長の政治姿勢について、大きくくりで1つ私先ほどもそう思ったのですけれども、この今使っておる現庁舎ですけれども、職員が400人いらっしゃる。そして、来庁者が1,000名ぐらいいらっしゃる。それを端的に10時間で割れば100名と、合わせると500名の方々がこの今むつ市の庁舎にいらっしゃる。瞬間的に大きな地震が来たら……。

市長、あなたは3月定例会で私の質問に、400名の命はだれが守るのだということを発言なさっていらっしゃいます。あれから1年、幸い……申しわけない、間違いました、昨年9月定例会です、私この質問をしたら、市長は、こういう答弁をなさった。瞬間的に地震が来たら、本庁舎が一番危ないのだと、そこにいる400名の職員、そして来庁なさっておる市民の方々100名、合わせて500名の命、だれが守るのだと。その部分で1年間、幸

いにして大きな地震が来ませんでした。ただ、まだいつ来るかわかりません。今補正予算で旧アークスプラザへの補正予算は通りましたけれども、それでも来年移るとすると、1年まだかかる。この部分、では今の庁舎に手をかけないのですか、そこをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今の現庁舎にその部分でお金をかけないかと。お金をかける、かけない、多分推察いたしますに、耐震の強化をするのか、しないか、それにお金をかけるか、それからまた1年これからかかるだろうというふうなお話ですけども、そのためにはなかなかこの状況ではかけられないと。だから、本当に手を合わせて大きい地震が来なければいいなというふうなことでございます。それしかありません。ですから、またあと職員等に対しては避難訓練、さまざまな訓練、そういうふうな形の中での訓練もしておりますし、連絡をきっちりするように、要するにどの場所が避難場所で、どこから出るようにというふうなことの指示はしているところであります。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 市長、私は「市民協働の施策展開」、「まちづくりの主役は市民である」、現実的に直下型の大きい地震が来れば、市民の方は巻き込まれるということです。その耐震性を増す考えはないということで理解してよろしいのですね。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのために早く庁舎に、この現庁舎は一部にI s値で非常に懸念される場所があります。それだったらきっちりとした形で議会に諮り、ご説明を申し上げ、市民説明会を開催し、その形でI s値で1.2というふうな、その程度の新しい庁舎に移るべく今努力をしているところであります。

「まちづくりの主役は市民である」、このことは私はもう一番の大きな気持ちで今取り組んでおります。そのために庁舎の移転につきましても、再三各地で説明会を行い、そしてそれを集約して、市民の方々が一番ご懸念を持っておられるのは財政再建の部分であると。その部分とこの安全性を確保する、両立をしていかなければいけない。行政というのは、私もこの立場になって初めて理解ができた部分、これは総合的に判断をしていかなければいけないと。片一方だけに集約してしまうと、それだったら片一方のほうの手薄になってくる。そういうふうな部分も私この1年間で学びました。そのためには、やはり総合的な判断のもとで、総合的に行政を進めていかなければいけないというふうなのがこの1年で学んだことであり、このことを肝に銘じて私は進めていかなければいけない行政課題であると、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 総合的な判断、それはそれでよろしいでしょう。ただ、やはり目の前に危険があるという、その危険を取り除かないで総合的な施策はなかなか通じ得ないものがあるのではないのかなと思います。

先ほど電源立地地域対策交付金に対して、すべての交付金に対して一体家庭でいかほど還元されるものなのかと、それも答えが出せない。市民の方々は、金額が知りたいと私は思います。それを伏せるというのは、あえてどういう意図があって伏せているのか、その部分をお聞かせいただけます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 答弁を求められなかったわけではありますが、目の前に危険が迫っていると、事実そのような状況でございます。ですから、早く庁舎を移りたいというふうなのがこの行

政の責任者である私であり、そして議会のほうにお諮りをして、何としても早く移りたいというのが本音でございます。

金額をなぜ明示できないのかというふうなことでございますけれども、先ほどお話をいたしましたように、各施設の着工時期の兼ね合いによりさまざまな部分で変動要素が大きゅうございます。この部分において、金額がひとり走りする、さまざまな部分で期待感、そういう予断を入れてしまうというふうな部分で、やはり行政としてはある程度正確な金額をお示しをしておかなければいけない。しかし、これは前提がございまして、壇上でもお話をいたしましたけれども、まずは累積赤字の解消を果たし、財政健全化のめどが立ちました折には原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の用途につきまして議会に改めて相談を申し上げたいというふうなことでございますので、ご理解をいただけるものと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） まさにきょうかもしれない、あしたかもしれない、大地震が。それは手をかけない。だから、1年後庁舎を移るのだと。これ以上話をしても水かけ論になると思います。

私がヒアリングで申し上げたときには、今現在あるその電源立地地域対策交付金、その部分で幾らになるのかという質問を出しておったのです。いずれにしても、次回改めてまたやらせていただきますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

日程第2 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

議員提出議案第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議員提出議

案第6号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。24番菊池広志議員。

（24番 菊池広志議員登壇）

○24番（菊池広志） むつ市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し述べさせていただきます。

会議規則第14条の規定により提出いたしました議員提出議案第6号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則。

本案は、平成20年6月18日に公布された地方自治法の一部を改正する法律の議会に関する規定が9月1日に施行されたことに伴い、むつ市議会会議規則第159条第1項中に引用している同法条文の項番号にずれが生じたことから、条文の整理をするものであります。

以上が上程をされました議員提出議案第6号の提案理由であります。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月17日及び18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明9月17日及び18日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月19日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時48分 散会